昭和52年3月12日第三種郵便物承認

SHOKOKAI TOYAMA

商工会とやま

2026.11
Vol.617

発行日
令和8年11月1日（毎月1回1日発行）
定　価　一部50円
（商工会員にあっては購読料は会費に含まれています）

発　行　富山県商工会連合会
（責任者／宮本 光明）
〒930-0855 富山市赤江町1-7
TEL076-441-2716　FAX076-433-8031
URL https://www.shokoren-toyama.or.jp

Contents

2. 中小企業景況調査結果、労働保険加入手続きについて
3. 2026年4月新設・生産性向上支援センターのご紹介
4. 各地のイベント情報、CHECK!とやまちNEWS
5. CHECK!とやまちNEWS
6. 飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて








CHECK!とやまち見聞録〈富山市北商工会〉

沙 -isago-　株式会社アンドリンク〈富山市四方田町〉

和の温もりと一期一会の想いが紡ぐ、地域の憩い場

住宅街に佇む、築70年以上の古民家をリノベーションして2023年8月にオープンしたカフェ「沙-isago-」。天井の欄間（らんま）など昔ながらの日本家屋の面影を残す店内には、心が安らぐ和モダンな空間が広がり、訪れる人に贅沢な癒しの時間を提供しています。

そんなこだわりの空間で味わえる一番のおすすめは「沙-isago-パフェ」。「いちご」と「抹茶・ほうじ茶」の2種類をご用意しています。ドーム状のチョコレートの中にどんなスイーツが隠れているのかは、ぜひお店に足を運んでお確かめください。

店名の「沙（いさご＝細かい砂）」には、素材や技術を丁寧に積み重ね、一期一会の価値を届けたいという想いが込められています。

その想いはさらに広がり、インドアゴルフ練習場「カッツレンジ」内へ姉妹店「Bunker」もオープンしました。落ち着いた古民家とアクティブなゴルフ併設カフェ、それぞれの魅力で幅広い世代に親しまれながら、地域全体を元気に活気づける拠点を目指しています。

■ 営業時間：【昼】10:00～17:00（土日祝9:00～）
【夜】17:00～22:00（L.O 21:30）
■ 定休日：月曜日（祝日の場合は営業）
（Instagramの投稿をご確認ください）
■ 住所：富山市四方田町7
■ 駐車場：15台程度

沙-isago-（Instagram）
Bunker（Instagram）

中小企業景況調査結果　（2026年7月～9月期実績・2026年10月～12月期予想）

前期比、製造業は悪化、建設業・小売業・サービス業は好転

今期の業況判断D．Iは、製造業△13.8（前期比-21.0ポイント）、建設業△13.1（同+4.3ポイント）、小売業△32.5（同+4.1ポイント）、サービス業△21.1（同+8.7ポイント）となった。

来期は、製造業△7.2（当期比+6.6ポイント）は好転、建設業△39.1（同-26.0ポイント）は悪化、小売業△30.8（同+1.7ポイント）は好転、サービス業△28.1（同-7.0ポイント）は悪化を予想している。

調査企業からは、「仕入･原材料費の高騰により収益確保が厳しくなっている。」「操業率は上がっても電力料金は過去最高であり、売り上げに対する原価が高すぎる。」「原材料･人件費その他光熱費等の価格の上昇分を製品価格に転嫁できず、採算が取れない状況。」「ここ数年公共事業が減少したため民間工事でしのいできた。これから先も公共事業の発注が少ないと、業者数も相当減るのではないかと懸念する。」「固定客の老齢化により客足･売上減少が続いている。店舗周辺に限らず、町自体が衰退傾向にあるため、新規のお客様を取り込むのは困難な状況になっている。」「仕入原価の上昇が激しく、売価の見なおしを重ねている。消費者ニーズにマッチするよう常に動向を注視している。」「既存客の高齢化のため売上金額は毎年微減傾向にある。新規顧客を開拓するため店舗入口のレイアウトを工夫している。（商品の展示方法等）」「中東情勢の悪化で材料費が急上昇し、度重なる価格転嫁も困難なため採算は悪くなっている。」などのコメントが寄せられた。

D.I値（前年同期比）表示マーク	
20.1 ～	快晴＝
5.1 ～ 20.0	晴れ＝
5.0 ～△ 5.0	曇り＝
△ 5.1 ～△ 20.0	小雨＝
△ 20.1 ～	雨＝

業況天気図

（注）D.Iとは、景気動向指数の略で、前年同期と比較して増加（好転）企業割合と、減少（悪化）企業割合の差を示すものである。

	10月～12月	2025年 1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	2026年 1月～3月	4月～6月	（今期） 7月～9月	（予想） 10月～12月
製造業									
建設業									
小売業									
サービス業									

事業主のみなさまへ　「労働保険」の加入手続きはおすすめですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、労働者が予期せぬ労働災害に遭遇した場合の「労災給付」や、失業した場合の「失業等給付」のほか、雇用の継続を援助、促進するための「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」、「介護休業給付」など、労働者の生活を保護、支援するために必要な給付を行う政府管掌の保険です。

また、事業主に対しては、雇用機会の増大を図るための各種助成金制度があります。

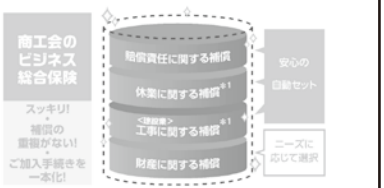
法人・個人を問わず、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用している事業主は、労働保険への加入が義務づけられています。

労働保険に未加入の事業主は、すみやかに加入手続きをお願いします。

詳しくは各事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

再エネ電気を
使いたい方におすすめ
かがやきGREEN
北陸電力

大切なご家族をお守りする保障
商工会の福祉共済「生命」保障
あなたに**もしも**のことがあった時の**備えは十分**ですか？
割安な掛金で更に**配当**が受取れる「生命」保障でご準備を！
●お申込み・お問い合わせはご加入の商工会まで●

事業者を取り巻く様々なリスクから総合的に補償します
商工会のビジネス総合保険
モレやダブリなく、1つにまとめて補償します！
商工会のスケールメリットを生かした割安な保険料による安心制度


●お申込み・お問い合わせはご加入の商工会まで●

人手不足時代の中小企業を「現場」から支える
―2026年4月新設・生産性向上支援センターのご紹介―

富山県よろず支援拠点　生産性向上支援センター

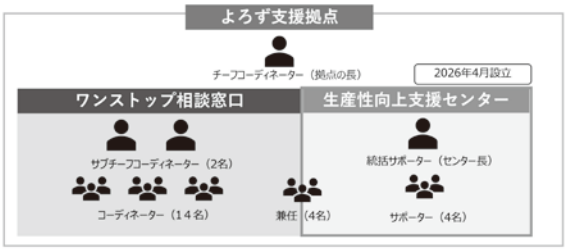
1. はじめに

生産性向上支援センターは、人手不足などの課題に直面する中小企業が生産性向上に取り組めるよう、2026年4月、全国のよろず支援拠点に新設された公的な支援組織です。本稿では、公益財団法人富山県新世紀産業機構内の富山県よろず支援拠点に置かれた、同センターの役割と取り組みをご紹介します。

2. 生産性向上支援センターとは

最大の特徴は、生産性向上のプロである「サポーター」が、無料でしかも複数回にわたって企業の現場を訪問し、徹底して並走する伴走支援にあります。業務の見える化、ムリ・ムラ・ムダの削減、作業の標準化、動線の効率化、デジタル活用、省力化投資の検討など、その企業の状況に応じた最適な一歩を具体的に助言します。

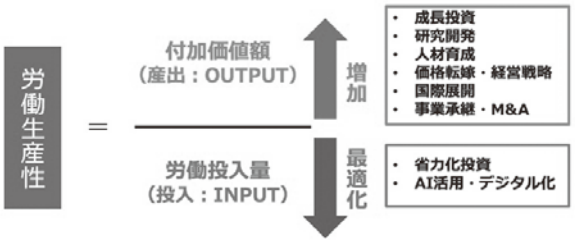
富山県では、統括サポーターとサポーターの計9名を中心に支援体制を構築しました。よろず支援拠点の「ワンストップ相談窓口」が、売上や利益の拡大、資金繰り、経営改善など幅広い相談に応じる「経営のなんでも相談所」であるのに対し、「生産性向上支援センター」は現場改善に特化した「現場訪問型の伴走支援」の窓口です。両者が密接に連携し、経営全体の見立てから現場の改善の実行までを切れ目なく支えます。支援は、①ヒアリングによる事前確認と「支援申込書」の作成、②支援開始と「生産性向上取組計画書」の策定、③計画の実行から支援終了まで、という三つの段階で進みます。サポーターが繰り返し現地を訪れ、事業者とともに課題のありかを分析し、計画に基づいての改善を支援していきます。



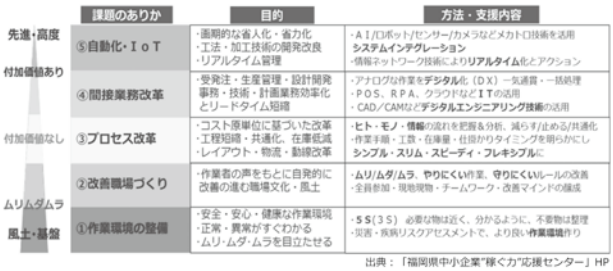
生産性向上支援センターの支援体制

3. 中小企業の生産性向上とは

労働生産性は、付加価値額の増加と、労働投入量の最適化の両面から高まります。当センターでは、①作業環境の改善、②改善職場づくり、③プロセス改革、④間接業務改革、⑤自動化・IoTの順に取り組むことを正攻法と位置づけています。たとえば「現場が物であふれ、ムダも多く、ケガも心配」「不良品や納期遅れがなくならない」「人手やスペース、投資をかけずに増産したい」といった悩みに対し、作業分析と改善を粘り強く繰り返しながら、品質・コスト・納期に強く、シンプルでスリムかつ柔軟な工程づくりを共に目指します。手書き作業の削減やデジタル技術の活用、採算を見極めたうえでの賢い自動化システムの導入も後押しします。



労働生産性とは
（出典：2026年版「中小企業白書」）



事業における課題と支援内容
（出典：福岡県中小企業"稼ぐ力"応援センター）

お問い合わせ

富山県よろず支援拠点 生産性向上支援センター（(公財)富山県新世紀産業機構 情報ビル1F内）
TEL 076-481-7332／FAX 076-481-7885／E-mail seisan@toyama-yorozushien.go.jp
ホームページ　https://toyama-yorozushien.go.jp/seisansei/

～商工会議所・商工会の会員の皆さまへ～

PET/CT 検診（がん検診）が「商工会議所・商工会割引」で利用できます。

通常の検診料 93,500円（税込）　5,000円割引　割引後の検診料 88,500円（税込）

医療法人財団 とやま医療健康センター
とやまPET画像診断センター
富山市蜷川388　TEL:076-411-5200
https://www.pet-toyama.jp

人も、会社も、もっと元気に！
中小企業退職金共済制度
◆ 掛金の一部を国が助成
◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
◆ 外部積立型なので管理が簡単
◆ パートタイマーの加入もOK
詳しくはホームページへ
（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234

各地のイベント　12月

イベント名	開催日	お問合せ先	
めるびるクリスマスJAZZライブ	12月6日(日)	小矢部市商工会小矢部支所	0766-67-0756
福野 歳の大市	12月27日(日)	南砺市商工会 福野事務所	0763-22-2536
ふれあい青空市「やまだの案山子」	12月(月・火・水・土・日・祝)	やまだの案山子	076-457-2333

詳細は各イベント問合せ先にご確認ください。

CHECK! とやまち NEWS

地域と事業の未来をつなぐセミナー　参加無料

事業承継は、事業を「終わらせない」ための手段であると同時に、受け継いだ経営資源を活かして新たな価値を生み出す機会でもあります。本セミナーでは、M&A承継を譲り手・継ぎ手双方にとって有効な選択肢として捉え、それぞれの判断基準や進行プロセス、成約後の経営改善について具体的に学べます。

また、承継を契機とした第二創業やベンチャー型事業承継の事例を通じて、創業希望者や譲り手企業、若手後継者が「ゼロから始める創業」だけでなく、「地域にある事業を受け継いで伸ばす」という選択肢を持てる機会にいたします。

講師



齋藤 隆太 氏
(株)ライトライト 代表取締役)

トークセッションゲスト



中谷 幸葉 氏
(一般社団法人とやまのめ 代表理事)



青木 栄美子 氏
(民宿あおまさ 女将)

日時 11月25日(水) 18:00～19:30　現地&オンライン開催

申し込み期限 11月24日(火)

会場 富山県民会館701号室 (富山市新総曲輪4番18号)

Googleフォーム　Peatix

■お問い合わせ先

[運営] 株式会社ライトライト　TEL:0120-417-007　E-mail:info@light-right.jp
[主催] 富山県　[協力] 富山県事業承継・引き継ぎ支援センター／㈱日本政策金融公庫 富山支店 高岡支店

サーキュラーエコノミーの実現に向けて研究会を開催します！　参加無料

富山県産業技術研究開発センターでは、県内企業向けの「サーキュラーエコノミー（CE）」に関連する研究会（セミナー）を開催します。

(1) **サステナブルマテリアルプロセス研究会**
バイオプラスチック・天然素材等に関する先進的技術

(2) **モビリティ・新加工プロセス研究会**
電動化や軽量化に資する新たな加工プロセス

(3) **感性価値デザイン研究会**
官能評価（感性評価）や環境配慮型素材等の先端動向

(4) **AI活用研究会**
検査・異常検知などへのAIの適用、生成AIの活用および各種処理の自動化

(5) **ものづくり評価分析技術研究会**
環境配慮型の軽量素材やリサイクル材料等の評価・分析技術

■セミナー開催時期（※無料）
随時開催します
(令和8年8月から令和9年1月)
※開催内容は、決定次第ホームページに掲載します。

■お問い合わせ先

富山県産業技術研究開発センター 企画調整課
TEL：0766-21-2121
E-mail：kikaku2@itc.pref.toyama.jp
HP：https://www.itc.pref.toyama.jp/

ほくほくフィナンシャルグループ Hokuhoku Financial Group　地域を超えて、輝く未来を創る。
あなたとこのまちの嬉しいが、私たちの一番。
北陸銀行
www.hokugin.co.jp　北陸銀行

金融支援
経営支援
おまかせください！

地域とともに、未来を紡ぐサポーター
富山県信用保証協会
富山市総曲輪2丁目1番3号　076-423-3171
ホームページ　公式LINE

CHECK! とやまちNEWS

富山マッチボックスのご案内



県では、スポットワークの利用を促す、県独自の人材マッチングサービス「富山マッチボックス」を７月１日（水）から開始しています。新たな人材確保の選択肢として活用してみませんか？

■富山マッチボックスとは
・域内外の求職者の皆様が、自分にあった時間で気軽にスポットワークをできる環境を整えるサービスです。
・県内企業の皆様は、1日単位の短時間のお仕事マッチングや、長期雇用を前提とした体験就業などの求人掲載が可能なサービスです。

■サービスの利用・詳細
富山マッチボックス公式サイトまたは、事業者用専用サイトをご確認ください。

▲富山マッチボックス公式サイト　▲事業者専用サイト

■お問い合わせ先
株式会社 Matchbox Technologies
TEL:050-1780-3754［10時00分～18時00分（年末年始除く）］
E-mail：matchbox-cs@matchbox.jp　（※）県から運営を委託しています。

富山県キャリアアップ奨励金のご案内

富山県キャリアアップ奨励金は、国の**キャリアアップ助成金**と一体となって、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組みを支援する制度です。

制度の詳細は、富山県ホームページで必ずご確認ください。
富山県キャリアアップ奨励金　検索

■お問い合わせ先
富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7　TEL:076-444-8897
E-mail：atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

申請期間　**正社員化・処遇改善実施日の翌日から起算して２カ月以内!!**

制度の概要
- **対象者**　**中小企業事業主**　※富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主
- **支給対象**　厚生労働省の「キャリアアップ助成金」の各コースに沿って実施する**非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善**
- **支給内容**　**1人当たり10万円**（支給対象が事業所単位のものは1事業所当たり）
 ※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限

「とやま女性活躍企業」募集中!

「とやま女性活躍企業」認定制度は、企業の成長とウェルビーイングの実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を県が認定し、公表する制度です。中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援します。通年募集を実施中です。

詳細はこちらから

■お問い合わせ先
富山県商工労働部多様な人材活躍推進室働き方改革・女性活躍推進課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7　TEL:076-444-3328
E-mail：atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

認定のメリットは
- 企業HPや名刺にロゴマークが使用できます。
- 県HP等で、認定企業をPRします。
- 県主催の就職説明会や就職支援イベント等へ優先参加できます。

「選ばれる企業」としてのブランド力が向上し、優秀な人材の確保に繋がります。



「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク

富山県総合デザインセンター　デザインオフィス　新規入居者募集

富山県総合デザインセンターでは、企業の新商品開発や販路開拓を支援するため、オフィスを整備し入居者を募集しています。最先端設備の利用や研究員のサポートでより充実した研究開発を行うことができます。



特徴・入居メリット
- 24時間入退室可能　●駐車場無料　●無料Wi-Fi有り
- 北陸自動車道 高岡・砺波スマートインターより車で３分
- 最先端設備の利用や研究員への相談など、富山県総合デザインセンターとの連携が容易

入居費用　月額：１室（33㎡）　76,100円
※敷金・礼金なし　※中小企業の場合、1/3を減免

▲富山県総合デザインセンター設備一覧

■お問い合わせ先
富山県総合デザインセンター　〒939-1119 富山県高岡市オフィスパーク５番地
TEL：0766-62-0510　FAX：0766-63-6830　E-mail：dc5@toyamadesign.jp　ホームページ：https://toyamadesign.jp/

お客様の想いをカタチにする

小さな会社ですが
丁寧な仕事を心がけています。
小さな会社だから
できる事があります。
人と社会を繋ぐお手伝いをいたします。
心に伝わる広告物をご提供いたします。



総合印刷企画&グラフィックデザイン
有限会社 AT企画印刷
AT PLANNING PRINTING
本　社　〒930-0138 富山市呉羽町48-22 tel.076-427-1533 fax.076-427-1543
小杉営業所　〒939-0319 射水市東太閤山1-11-1 tel&fax.0766-57-8211

事業をのばし働く人にやる気と安心を
商工会の
特定退職金共済制度
企業の福利厚生の充実としておすすめします
●お申込み・お問い合わせはご加入の商工会まで●

飲食料品に係る　2年間の消費税率引下げについて

国税庁 令和8年9月

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%（国・地方合計）に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - ✓この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A（個別事例編）**をご覧ください。

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。
 - ✓税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税（本則課税）で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。
今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**（例えば、個人事業者であれば令和9年末まで）に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その**課税期間から課税事業者となることができます。**
 - ✓この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。**また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
 - ✓ただし、**インボイス発行事業者の登録**を受ける場合、**課税期間の途中**（例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日）**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

4 簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**（例えば、個人事業者であれば令和9年末まで）に**「簡易課税制度選択不適用届出書」**を提出すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**（いわゆる2年縛り）**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※2割特例・3割特例を適用する場合も同様です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**（1%対象）に**係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**（引下げ後の消費税率）**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、**仮決算による中間申告書**を提出することができます。
 - ✓消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**（新旧税率の混在による表示も認められます。）。
 - ✓「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
 - ✓消費税率引下げの終了時（令和11年2月1日から5月31日）においても同様の特例が設けられます。

◆消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは、右記で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）

◆そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。